千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における 災害時の相互支援に関する協定 実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相 互支援に関する協定(以下「協定」という。)第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な 細目を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村社協は、災害時の相互支援に関する連絡窓口を定めるとともに、別紙(様式1) により県社協に提出するものとする。なお、連絡窓口に変更があった場合は、速やかに県社協 に変更の報告を行うものとする。

(情報の収集・提供)

- 第3条 被災地社協は、協定第4条第3項の規定に定める被災状況・救援活動の状況等について 情報収集し、別紙(様式2)により速やかに県社協に報告するものとする。なお、別紙(様式 2)によりがたい場合は、電話等による報告も可能とする。
- 2 県社協が職員を派遣し、情報の収集を行う場合も前項と同様とする。
- 3 県社協は、被災地からの情報を整理し、別紙(様式3)により速やかに支援社協に対して必要な連絡を行うものとする。
- 4 県社協は、必要に応じて、全国社会福祉協議会(以下「全社協」という)及び関東甲信越静 ブロック都県指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定に基づく幹事社協(以下 「関ブロ幹事社協」という)及び県・関係機関及び団体等へ必要な連絡を行うものとする。

(職員の派遣)

- 第4条 協定第7条第1項の規定に基づく職員の派遣は、県社協と支援社協が協議の上、調整するものとする。
- 2 協定第7条第1項の規定に基づく支援に必要な期間・日数・人員等については、被災地社協 と県社協で協議して明らかにし、県社協と支援社協の間で調整して決定するものとする。
- 3 県社協は、協定第6条3項に基づき、県外の社協からの支援を必要と判断した場合は、被災 地社協と協議の上、関ブロ幹事社協及び全社協に職員の派遣を要請するものとする。

(役割)

- 第5条 協定第7条第1項の規定により派遣された職員は、被災地社協の指示のもと、主に次の 役割を担うものとする。
 - (1) 災害ボランティアセンターの(設置・運営)支援
 - (2) ボランティアのコーディネート
 - (3) 災害ボランティアセンターにおける関連情報の収集・発信
 - (4) ボランティア活動保険の加入手続
 - (5) 市町村ボランティアセンター及びその他の活動拠点等との連絡調整
 - (6) 被災地災害対策本部及び各関係機関等との連携・調整